

統合型校務支援システム環境整備
に係る基盤等保守業務委託
仕様書

令和 5 年 6 月
箕面市教育委員会

1 業務名

箕面市統合型校務支援システム（以下「本システム」という。）環境整備に係る基盤等保守業務委託

2 履行期限

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所

箕面市役所庁舎(大阪府箕面市西小路4丁目6番1号)、
箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）

4 業務内容

(1) 概要と目的

箕面市（以下「本市」という。）では、平成26年度から箕面学力・体力・学習状況総合調査システムを構築し、箕面学力・体力・生活状況総合調査によって得られた調査結果データを蓄積し、様々な角度から分析を行いながら、システムの持つ校務機能によって、校務の効率化と教職員の校務事務の負担軽減を図ってきた。

令和元年に統合型校務支援システムを導入し、より一層教職員の校務事務の負担軽減を進めるとともに、校務支援システムのデータをはじめとする子どものデータを活用した学力向上の取り組みも行っているところである。

現在利用している校務支援システムの契約やサーバ等の機器の保守期限が令和5年度末で満了することから、引き続き本市の計画を推進していくためにも新たな教育環境及びシステムの導入が不可欠である。

今回、本市では校務支援システム基盤の更新に留まらず、教育情報ネットワーク全体の再構築を進めていく。既設環境では校務用端末が教職員4人に1台に留まっており、校務支援システムの活用が制限されていた。今回の計画では、学習用端末が教職員1人1台という環境ということもあり、画面転送型のネットワーク分離環境を導入することで、学習用端末からセキュリティを担保したまま、校務ネットワークにもアクセスできるようになり、教職員の利便性を高め多様な働き方に対応していく。

本調達では本市が進める教育のDXを推進するための環境を構築し、子どものデータを蓄積・活用することのできるシステムを導入するために実施する「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」によって構築された環境等を保守することのできる事業者を選定することを目的とする。

(2) 調達範囲

本仕様書は、統合型校務支援システム環境を整備するための「箕面市統合型校務支援シ

システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」で構築される環境を保守するため、「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤等保守事業委託」について定めたものである。

(3) 保守対象

導入機器(「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」で導入された機器)が正常動作するように履行期間中の保守を行うこと。

ただし、5.業務内容(4)ネットワーク機器に関しては、保守対象に含まない。

(4) 統合型校務支援システム基盤(以下、システム基盤)の運用保守

➤ システム基盤の対象

- ・ Active Directory サーバ
- ・ ファイル共有サーバ
- ・ WSUS サーバサーバ
- ・ 資産管理サーバ
- ・ ウイルス対策サーバ
- ・ 採点システムサーバの保守
システム製品名：シンプルエデュケーション「百問繚乱」
- ・ バックアップ環境
- ・ 基盤機器を接続するネットワーク機器(「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」5.業務内容(4)ネットワーク機器とは別)

➤ システム基盤の運用保守

- ・ 対象となるシステム基盤の円滑な運用を維持するために履行期間中に必要な作業をおこなうこと。
- ・ システム基盤の定期点検等の作業をおこなうこと。
- ・ 定期的にバックアップ状況を確認すること。
- ・ 定期的にウイルス対策サーバを確認し、パターンファイルの更新状況を確認すること。
- ・ 定期的に WSUS サーバを確認し、更新プログラムの適用状況を確認すること。
- ・ 別調達である「子ども成長見守りシステム」「認証印刷システム」が既設のシステム基盤を使用して運用している。本システムの更新後も上記の別システムが問題なく動作するように、運用保守すること。

(5) 仮想校務端末環境(ネットワーク分離)の運用保守

➤ システム製品名

- ・ Sky「シンクライアントシステム SKYDIV Desktop Client」

- 費用
 - ・ 履行期間中のシステム運用保守費用を含むこと。
- 仮想校務端末要件
 - ・ 同時接続 600 台
- システム運用保守
 - ・ 仮想校務端末環境システムの円滑な運用を維持するために履行期間中に必要な作業をおこなうこと。
 - ・ 履行期間内は、教育委員会と協議の上で定期的なアップデートやバージョンアップを行うこと。
 - ・ 重要障害発生時は、電話等による問い合わせや調査依頼に対応すること。電話での解決や調査が困難な場合やハード及びソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、早急に調査・対応にあたること。
 - ・ 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

(6) 統合型校務支援システムの運用保守

- システム製品名
 - ・ 東京書籍「iFuture」
- 費用
 - ・ 履行期間中のライセンス費用を含むこと。
 - ・ 履行期間中のシステム運用保守費用を含むこと。
 - ・ 履行期間中のヘルプデスク費用を含むこと。
 - ・ 研修費用を含むこと。
- 想定される利用端末
 - ・ 仮想端末 600 台と物理端末 80 台程度。
 - ・ 接続元は、小学校 12 校、中学校 6 校、小中一貫校 2 校、市役所本庁舎。
- 統合型校務支援システム運用保守
 - ① 運用作業
 - ・ 統合型校務支援システムの運用支援として、年 1 回（4 月）実施する進級等の年次処理には、必要工数に応じた SE の派遣対応を行うこと。
 - ・ 本市職員が学齢簿データとの同期を半年に 1 回行う際には必要に応じてサポートを行うこと。
 - ・ 履行期間中に行われる法改正に対応するためのシステム改修については、可能な限り本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。なお、別途経費が発生する場合は、その理由を具体的に示すとともに、積算根拠を可能な限り詳細に示すこと。

- ② ヘルプデスク
 - ・ 統合型校務支援システムの操作や障害について、学校及び市教育委員会からの問合せに対応するための電話窓口を設けること。
- ③ 研修
 - ・ 統合型校務支援システムの円滑な導入を図るために、教職員向けの研修会を開催すること。研修の形式や内容については教育委員会と協議すること。
- ④ 保守
 - ・ 統合型校務支援システムの円滑な運用を維持するために履行期間中に必要な作業をおこなうこと。
 - ・ 重要障害発生時は、電話等による問い合わせや調査依頼に対応すること。電話での解決や調査が困難な場合やハード及びソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、早急に調査・対応にあたること。
 - ・ 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

(7) 機器に関する運用保守

- ① 機器に関する障害保守
 - ・ 導入機器(「箕面市統合型校務支援システム環境整備に係る基盤構築等業務委託」で導入された機器)が正常動作するように履行期間中の保守を行うこと。ただし、5.業務内容(4)ネットワーク機器に関しては、保守対象に含まない。
 - ・ 箕面市統合型校務システム及びハードウェア・ソフトウェアの円滑な運用を維持するための定期点検等の作業をおこなう。
 - ・ 修理窓口を開設すること。
 - ・ 修理窓口の開設時間は、お盆期間及び年末年始、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:00 とする。受付時間 9時から 15時までは、当日の出張修理対応が可能であること。
 - ・ 適宜発生する事象などに関する電話相談対応、必要に応じた S E の派遣対応などを行うこと。
 - ・ システムの稼働に影響するような重要障害発生時は、可能な限り早急に問題の解決に努めることとし、遅くとも本市担当者の連絡があつてから 24 時間以内には問題を解決又は代替措置による運用が可能な状態とすること。
 - ・ 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。
 - ・ システム稼働における状況報告や、課題共有等を行うための定例会を最低でも月に 1 回は実施し、課題に対しては箕面市教育委員会の要望に応じて迅速に対応を行うこと。

(8) その他

- ・ 本仕様書に記載されている内容に加え、特定提案として
 - ①小中一貫教育の推進について
 - ②情報セキュリティ対策について
 - ③利用者に対する利用促進および情報セキュリティ対策について
 - ④安定するサービスを安定供給するにあたっての方針と仕組みについて上記について、特定提案を行うこと。
 - ①については、本市が進める小中一貫教育の推進に繋がるシステムの利用や環境の利用の提案を行うもの。
 - ②については、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月一部改訂 文部科学省策定）」を踏まえた情報セキュリティ対策基準および運用マニュアルにおける提案を行うもの。
 - ③については、本事業において構築される環境により、日常の業務において起こりえる事象および対策等を踏まえた、利用促進のための研修内容、研修実施体制、研修回数等および、教職員が利用するシステム等において業務軽減を図るための提案を行うものとする。（例：出席簿におけるシステム利用等）
 - ④については、運用体制、バックアップ方針、ソフトウェアや年度毎の更新対応など、長期にわたって安定して品質を維持するための対応についての提案を行うものとする。
- ・ 本仕様書に記載されていないが、提案の環境や貴社のサポート等本市内小中学校の学校運営にとって有益と考えられるものがあれば併せて提案を求める。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。